

平成 19 年度

丸亀市水道事業会計決算審査意見書

丸亀市監査委員

20 監 第 23 号
平成 20 年 8 月 1 日

丸亀市長 新井哲二様

丸亀市監査委員 大岡正典

丸亀市監査委員 高木新仁

平成 19 年度丸亀市水道事業会計決算審査意見について

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された平成 19 年度丸亀市水道事業会計の決算を審査した結果に基づき、次のとおり意見を提出する。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
第5	事業の概要	1
1	予算の執行状況について	1
(1)	収益的収入及び支出の状況について	1
(2)	資本的収入及び支出の状況について	2
(3)	その他の予算について	2
2	経営状況について	3
(1)	営業収支	3
(2)	営業外収支	4
(3)	特別損益	4
3	財政状況について	5
(1)	資産について	5
(2)	負債及び資本について	5
第6	審査の意見	6
1	総括	6
(1)	普及状況について	6
(2)	施設の利用状況について	6
(3)	支払利息について	6
(4)	受取利息について	7
(5)	受水関連費について	7
(6)	有収率の状況について	7
(7)	販売水1 m ³ 当たりの事業費及び事業収益について	8
(8)	人件費と労働生産性について	8
(9)	水道料金の徴収について	8
(10)	資金収支表について	9
2	経営分析について	11
	結び	14

決算審査資料

第1表	業務実績年度比較表	16
第2表 - 1	予算決算対照比較表（収益的収入及び支出）	17
第2表 - 2	予算決算対照比較表（資本的収入及び支出）	18
第3表 - 1	比較損益計算書（収益の部）	19
第3表 - 2	比較損益計算書（費用の部）	20
第4表 - 1	比較貸借対照表（資産の部）	21
第4表 - 2	比較貸借対照表（負債及び資本の部）	22
第5表 - 1	経営分析（業務分析）	23
第5表 - 2	経営分析（その他の業務分析）	24
第6表	資金収支表	25

- 『注』
- 1 審査意見の項中「**全国平均**」については、地方公営企業経営研究会編公営企業年鑑第54集（平成18年度地方公営企業決算における全国統計）における同規模事業体（現在給水人口10万人以上15万人未満の事業体）の平均による。
 - 2 決算数値のうち、「第5 事業の概要 1 予算の執行状況について」の項目は**消費税等込み**で、その他は原則として**税抜き額**で表示した。
 - 3 決算審査資料中、単位の項目が%や円のものについては各年度のデータを端数処理後の数値で表示しているため、その数値から**すう勢比率**を計算すると表内の**すう勢比率**（端数処理をしていないデータで計算）と異なる場合がある。

平成 19 年度丸亀市水道事業会計決算審査意見

第 1 審査の対象

平成 19 年度丸亀市水道事業会計決算

第 2 審査の期間

平成 20 年 6 月 3 日から平成 20 年 7 月 22 日まで

第 3 審査の方法

決算書が、地方公営企業法及びその他関係法令に準拠して作成され、かつ、企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するとともに計数の分析を行い、併せて担当職員の説明を聴取して、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察を加えた。

第 4 審査の結果

審査に付された財務諸表、決算附属書類等決算報告書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、経営成績及び財政状態は概ね適正に表示しているものと認める。

なお、事業の概要と審査の意見は次のとおりである。

第 5 事業の概要

1 予算の執行状況について

(1) 収益的収入及び支出の状況について (決算審査資料 第 2 表 - 1)

事業収益は、予算現額 2,423,700,000 円に対して決算額 2,356,670,572 円、執行率 97.23% (前年度 99.88%) であり、前年度の決算額と比較すると 94,576,465 円 (3.86%) の減少となっている。

一方、事業費用は、予算現額 2,334,470,000 円に対して決算額 2,200,438,325 円、執行率 94.26% (前年度 96.81%) で、前年度に比べ 38,345,655 円 (1.77%) 増加している。これは営業費用の 92,459,405 円増加と、営業外費用で 53,351,968 円、特別損失で 761,782 円減少した差引きによるものである。

また、不用額は 134,031,675 円で、その主なものは営業費用の 117,144,231 円である。

なお、特別損失については、水道料金債権の取扱いが時効の援用を要しない公法上の債権である 5 年時効から時効の援用を要する私法上の債権である 2 年時効に変更されたことに伴い、市内在住者については、2 年以上経過分であっても誓約書 (債権承認) を徴し、市外転出者については極力請求を行うことで、時効処理を抑制しているが、債務者死亡、職権消除、転居先不明などで不納欠損件数は増加している。しかし、1 件当たりの欠損額が減少しているため前年度より減少した決算額となっている。

(2) 資本的収入及び支出の状況について (決算審査資料 第 2 表 - 2)

資本的収入は、予算現額 1,484,750,000 円に対して決算額 1,239,378,075 円、執行率 83.47% (前年度 55.26%) で、前年度の決算額に比べ 910,549,364 円 (276.91%) 増加となっている。これは、工事負担金で 7,070,364 円、企業債で 892,800,000 円、国庫補助金で 700,000 円が増加したことと、県補助金の 9,979,000 円皆増によるものである。

一方、資本的支出は、予算現額 2,616,100,000 円に対して決算額 2,374,447,297 円、執行率 90.76% (前年度 79.60%) で、前年度の決算額に比べ 1,136,630,408 円 (91.83%) 増加となっている。これは建設改良費で 515,906,947 円、企業債償還金で 517,671,436 円が増加したことと、返還金の 3,732,216 円皆増、投資の 399,319,809 円皆増と長期借入金償還金 300,000,000 円の皆減との差引きによるものである。

なお、建設改良費では 24,150,000 円を翌年度に繰り越している。

また、不用額は 217,502,703 円で、これは建設改良費の 49,757,178 円、企業債償還金の 166,397,550 円、返還金の 667,784 円、投資の 680,191 円である。

その結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,135,069,222 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 36,525,885 円、当年度分損益勘定留保資金 524,361,274 円、減債積立金取崩額 480,967,450 円及び建設改良積立金取崩額 93,214,613 円で補填している。

(3) その他の予算について

地方公営企業法施行令第 17 条第 1 項に規定する予算のうち、企業債等の執行状況は次のとおりである。

ア 予算第 5 条 (企業債)

(ア) 上水道施設の建設及び改良事業	借入限度額	578,000,000 円
	決算額	540,000,000 円
(イ) 高金利対策 (借換債)	借入限度額	760,600,000 円
	決算額	594,200,000 円

イ 予算第 6 条 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

(ア) 職員給与費	予算現額	464,578,000 円
	決算額	439,147,149 円
(イ) 交際費	予算現額	350,000 円
	決算額	198,370 円

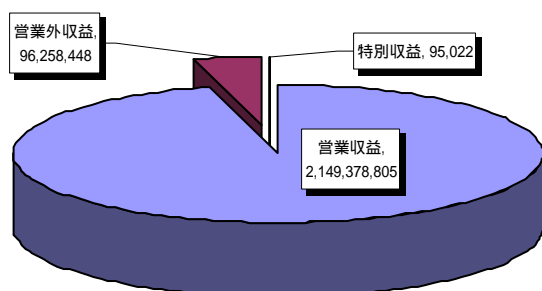
ウ 予算第 7 条 (棚卸資産購入限度額)	購入限度額	7,282,000 円
	購入額	5,696,985 円

2 経営状況について（決算審査資料 第3表 - 1、第3表 - 2）

本年度の総収益は 2,245,732,275 円、総費用は 2,126,297,198 円で差引き 119,435,077 円（前年度 272,567,275 円）の純利益を生じている。

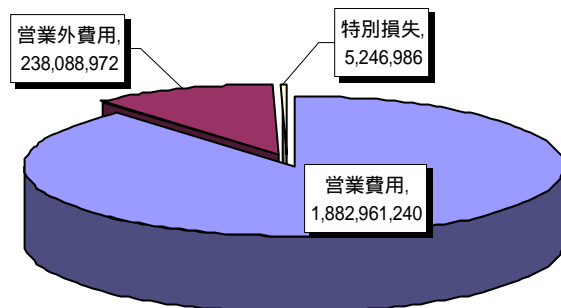
その結果、当年度末未処分利益剰余金は 119,435,077 円となり、5,972,000 円を減債積立金に、113,463,077 円を建設改良積立金と予定されている。

損益計算(収益の部)



営業収益	2,149,378,805
給水収益	2,117,446,968
受託給水工事収益	4,332,000
簡易水道事業収益	21,542,655
その他営業収益	6,057,182
営業外収益	96,258,448
受取利息	9,595,025
雑収益	86,663,423
特別利益	95,022
過年度損益修正益	95,022

損益計算(費用の部)



営業費用	1,882,961,240
原水及び浄水費	833,028,507
配水及び給水費	192,941,592
受託給水工事費	255,463
業務費	145,547,356
総係費	146,836,496
簡易水道事業費	39,990,552
減価償却費	497,970,119
資産減耗費	26,391,155
営業外費用	238,088,972
支払利息	236,396,937
雑支出	1,692,035
特別損失	5,246,986
過年度損益修正損	5,246,986

(1) 営業収支

営業収益は 2,149,378,805 円（前年度 2,231,003,412 円）で、前年度に比べ 81,624,607 円（3.66%）減少している。これは給水収益 81,463,452 円の減少が大きく影響している。

一方、営業費用は 1,882,961,240 円（前年度 1,797,687,555 円）で、前年度に比べ 85,273,685 円（4.74%）増加している。これは主に、原水及び浄水費 91,261,621 円、配水及び給水費 11,962,404 円、総係費 5,796,535 円、資産減耗費 3,680,340 円等の増加と業務費 26,455,651 円、減価償却費 3,263,867 円の減少との差引きによるものである。

その結果、営業収支は 266,417,565 円（前年度 433,315,857 円）の黒字となっている。

(2) 営業外収支

営業外収益は 96,258,448 円 (前年度 104,345,422 円) で、前年度に比べ 8,086,974 円 (7.75%) 減少している。これは、雑収益 10,845,560 円の減少と受取利息 2,758,586 円の増加との差引きによるものである。

一方、営業外費用は 238,088,972 円 (前年度 260,029,706 円) で、前年度に比べ 21,940,734 円 (8.44%) 減少している。これは支払利息の 22,707,937 円の減少と雑支出の 767,203 円の増加との差引きによるものである。

その結果、営業外収支は 141,830,524 円 (前年度 155,684,284 円の赤字) の赤字となっている。

(3) 特別損益

特別利益は 95,022 円 (前年度 889,867 円) で、前年度に比べ 794,845 円 (89.32%) の減少である。これは、その他特別利益 543,666 円の皆減と過年度損益修正益 251,179 円の減少によるものである。

一方、特別損失は 5,246,986 円 (前年度 5,954,165 円) で、前年度に比べ 707,179 円 (11.88%) の減少である。これは、過年度損益修正損の減少によるものである。

その結果、特別損益は 5,151,964 円 (前年度 5,064,298 円の赤字) の赤字であり、前年度と比べると赤字額は 87,666 円増加している。

3 財政状況について（決算審査資料 第4表 - 1、第4表 - 2）

平成19年度末現在における資産合計は23,868,099,920円(前年度23,570,515,657円)で、前年度に比べ297,584,263円(1.26%)増加している。資産、負債及び資本の状況は、次のとおりである。

(1) 資産について

ア 固定資産は20,278,291,525円(前年度19,492,827,167円)で、前年度に比べ785,464,358円(4.03%)増加している。これは、有形固定資産が構築物の増加等で290,243,905円増加したことと、無形固定資産で水利権95,900,644円、投資で投資有価証券399,319,809円の皆増によるものである。

イ 流動資産は3,589,808,395円(前年度4,077,688,490円)で、前年度に比べ487,880,095円(11.96%)減少している。これは、現金預金で2,464,692,855円、未収金で3,028,276円、貯蔵品で1,138,769円減少したこと、有価証券で1,980,979,805円皆増したことの差引きによるものである。

なお、未収金の主なものは、2カ月検針に伴う2・3月分水道料金である。

(2) 負債及び資本について

ア 固定負債は224,918,938円(前年度311,318,718円)で、86,399,780円減少している。これは、退職給与引当金の減少によるものである。

イ 流動負債は306,914,621円(前年度253,583,871円)で、前年度に比べ53,330,750円(21.03%)増加している。これは主に、その他未払金で63,766,934円、営業未払金で7,007,766円増加と、下水道料金預り金で2,350,699円等の減少、営業外未払金で15,020,300円皆減との差引きによるものである。

ウ 資本金は11,475,335,446円(前年度10,842,120,833円)で、前年度に比べ633,214,613円(5.84%)増加している。これは、自己資本金が574,182,063円、借入資本金で企業債が59,032,550円増加したことによるものである。

エ 剰余金は11,860,930,915円(前年度12,163,492,235円)で、前年度に比べ302,561,320円(2.49%)減少している。これは、主に利益剰余金のうち減債積立金で467,338,450円等減少したことと、資本剰余金で152,185,666円等増加したこととの差引きによるものである。

第6 審査の意見

1 総括

(1) 普及状況について

本年度末における給水人口は 110,314 人、給水戸数は 41,950 戸で、前年度末に比べて給水人口が 336 人、給水戸数が 592 戸増加している。

また、給水区域内人口 110,930 人に対する給水人口の比率は前年度と同様 99.44%となっている。地下水利用者もあることから、実質的には完全普及しているといえる。

なお、全国平均の普及率は 94.74%である。

(2) 施設の利用状況について

本年度の総配水量は 15,728,060 m³で前年度に比べ 621,470 m³減少し、総給水量は 13,931,509 m³で、466,321 m³減少している。

次に、施設の利用状況について分析すると、一日配水能力は 74,540 m³で、これに対する一日平均配水量は 42,973 m³である。

この結果、施設の利用状況の良否を総合的に表す施設利用率は 57.65%で、全国平均 63.51%と比べ若干低くなっている。

一日最大配水量は 48,429 m³、負荷率は 88.73%、最大稼働率は 64.97%であり、全国平均の負荷率 86.24%、最大稼働率 73.65%と比べ負荷率は若干高いが、最大稼働率は若干低い数値となっている。

負荷率及び施設利用率は共に施設の効率性を判断する指標であるが、前年度と比較すると負荷率は上昇し、施設利用率は低下する結果となっている。これは、渇水により節水協力を呼びかけた結果、夏季の需要量が抑制され一日最大配水量が減少したためである。

また、給水戸数 1 戸当たりの年間平均給水量は 332.10 m³ (前年度 348.13 m³)、給水人口 1 人当たりの年間平均給水量は 126.29 m³ (前年度 130.92 m³)と前年度を下回っている。

これは、市民の節水意欲の向上や渇水などの影響により使用水量が減少したためである。

(3) 支払利息について

企業債償還に伴う支払利息は 236,396,937 円 (前年度 259,104,874 円) で、前年度に比べ 22,707,937 円 (8.76%) 減少し、総費用に占める割合は 11.12% (前年度 12.56%) となっている。また、給水収益 (簡易水道事業収益含む) に対する割合は 11.05% (前年度 11.66%) で、全国平均 (10.56%) と大差ない。

企業債の借換えについては、公営企業金融公庫債のみ許可されていたものが、平成 19 年度からは大蔵省企業債についても一定の条件を満たしたものであれば補償金なしで繰上償還が可能となり、下記のとおり利率の高い 15 件について市中銀行等で借換えを行っている。

(単位 金額：円 利率：%)

借入先名称・件数	発行総額	利率	未償還金額	借換金額	利率
大蔵省企業債等 10 件	1,605,400,000	8.00 ~ 7.10	473,612,444	473,100,000	1.20 ~ 0.92
公営企業公庫債 5 件	690,000,000	7.40 ~ 6.70	121,443,170	121,100,000	2.40 ~ 1.50
計 15 件	2,295,400,000		595,055,614	594,200,000	

(4) 受取利息について

資金運用等に伴う受取利息は 9,595,025 円 (前年度 6,836,439 円) で前年度に比べ 2,758,586 円 (40.35%) 増加している。総収益に占める割合は 0.43% (前年度 0.29%) となっている。これは、資金運用総額の増加、預金金利の上昇と併せ高利率の有価証券での資金運用により、前年度より増加したものである。

(5) 受水関連費 (香川用水受水費及び満濃池土地改良区への原水供給管理負担金等) について

受水関連費は 507,128,038 円で総事業費に占める割合は 23.85% である。更に給水収益 (簡易水道事業収益を含む) に対する割合は 23.71% となっている。

これは、県下 8 市のほぼ平均値であり、4 番目に低い割合となっている。

前年度に比べ 95,800,456 円増加しているが、これは満濃池からの配水量が、水利権設定及び濁水による貯水量の低下に伴い前年度に比べて約 2,808,643m³減少し、それを補うため県営水道からの受水量が 1,721,539m³増加したためである。

県営水道受水量の過去 3 年間の推移は平成 17 年度 4,502,036 m³、平成 18 年度 4,867,574 m³、平成 19 年度 6,589,113 m³ である。県営水道からの受水量の増量は、満濃池用水における水道用水の水利権水量に起因することから、今後も続くものと考えられる。

なお、香川用水受水費は昭和 59 年度から 1 m³ 当たり消費税抜きで 68 円 (基本料金 1 m³ 当たり 60 円、使用料金 1 m³ 当たり 8 円) であり、満濃池土地改良区への原水供給管理負担金は昭和 63 年度から 1 m³ 当たり 8 円である。

(6) 有収率の状況について

年間の配水量に対する有収水量の割合を示す有収率は 88.58% (前年度 88.06% 全国平均 90.07%) であり、前年度より上昇している。そのうち、塩飽五島簡易水道事業の有収率は 59.59% (前年度 68.37%) と前年度より下回っている。

有収率の低下要因としては、漏水の増加、メーターの不感、消防用水などが考えられるが、漏水は施設効率が高くて収益につながらないこととなるため、早急な対策が必要である。

(単位 金額:円 月数:延べ月数)

		19年度	18年度	17年度
未収額		469,308,801	481,429,827	473,351,138
	うち現年度分	406,125,489	420,496,721	406,496,631
徴収率(%)		82.8	82.8	82.3
不納欠損(税込)	金額	4,602,954	5,259,388	2,770,605
	月数	1,205	784	911
死亡	金額	374,589	427,510	590,056
	月数	299	259	336
破産	金額	254,218	4,235,926	1,436,502
	月数	46	265	259
解散	金額			160,750
	月数			14
実体消滅	金額	1,192,228	382,430	254,809
	月数	175	147	83
職権消除	金額	806,574	213,522	328,488
	月数	213	113	219
転居先不明	金額	1,975,345		
	月数	472		

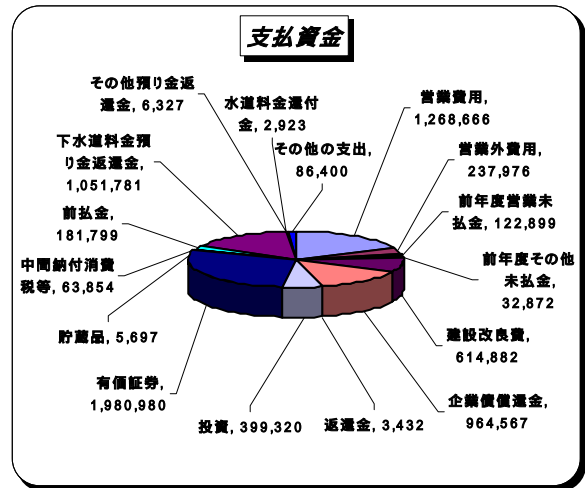
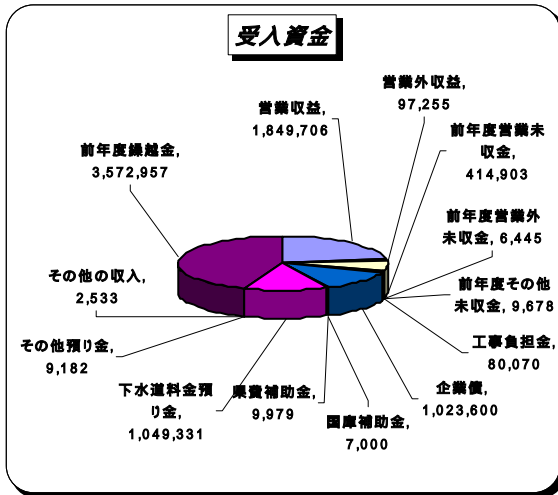
徴収率が税等と比べて 82.8%と低くなっているが、税等については出納整理期間として 2 カ月間の実質的な徴収期間があるが、水道企業会計にはなく、水道料金を調定したときに納期が未到来であっても、徴収率に算定されるなど会計制度に大きな違いがあるためである。因みに、現年度分の納期未到来である 2・3 月調定分を除くと 10 ヶ月分の徴収率は平成 20 年 3 月 31 日現在で 94.98%となっている。

また、不納欠損については、債務者死亡、職権消除、転居先不明などにより件数は増加しているが、1 件当たりの欠損額が減少しているため、前年度より減少した欠損額となっている。

(10) 資金収支表について

資金収支表は、決算審査資料第 6 表で示すとおり、発生主義の原則に基づき会計処理されている資産、負債、資本及び収益、費用がどのように現金で収入、支出の移動をしたかを科目別に一覧表にしたものである。

本年度の受入資金は 8,132,639,497 円(前年度 7,409,555,653 円)であり、支払資金は 7,024,375,397 円(前年度 3,836,598,698 円)である。支払資金は受入資金の 86.37%(前年度 51.78%)に当たり、差引額 1,108,264,100 円は貸借対照表の流動資産の現金預金と一致しており、翌年度へ繰越している。



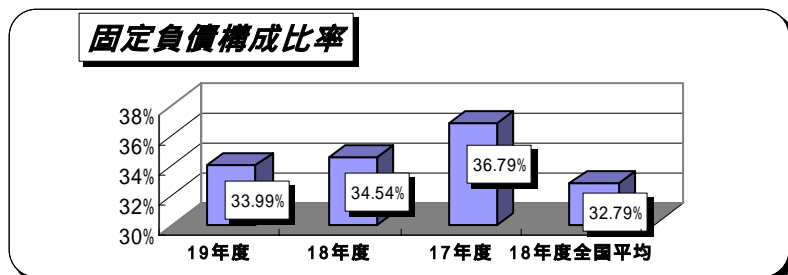
2 経営分析について

この分析は、財務諸表に基づき全国同規模事業体平均と比較することによって、本市水道会計の経営状況を表そうとするものである。

(1) 固定負債構成比率

固定負債構成比率は、総資本（負債・資本合計）に対する固定負債と借入資本金の割合を示すものであり、事業体の他人資本依存度を示す指標である。

この指標が低いほど経営の安定性が高いものといえる。



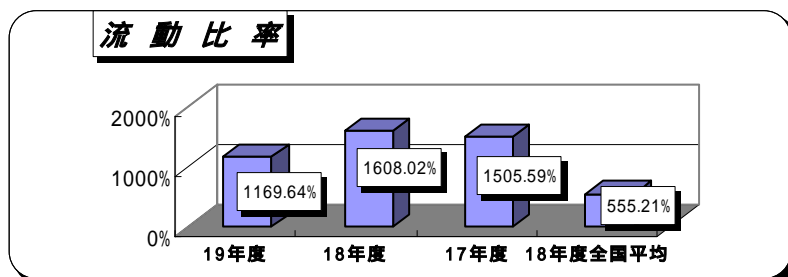
【算式】

$$\frac{\text{固定負債} + \text{借入資本金}}{\text{総資本}} \times 100$$

本市水道事業における固定負債及び借入資本金の額は 81 億円余であり、指標から見ると全国平均と同程度である。

(2) 流動比率

流動比率は、流動負債に対する流動資産の割合であり、短期債務に対する支払能力を表している。流動比率は 100% 以上であることが必要であり、100% を下回っていれば不良債務が発生していることになる。



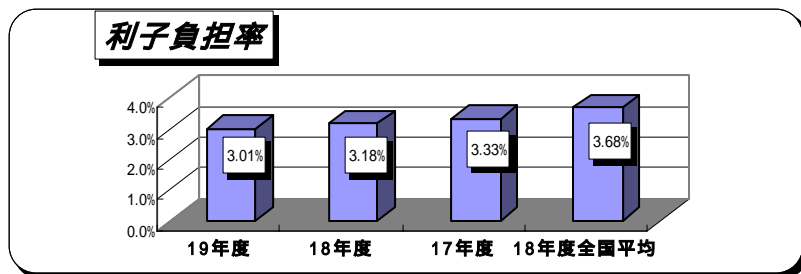
【算式】

$$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

本市水道事業は健全な財政状況である。

(3) 利子負担率

利子負担率は、借入金及び借入資本金に対し、それらの支払利息等の負担比率を示すもので、この比率が小さいほど低廉な資金を利用していることになる。



【算式】

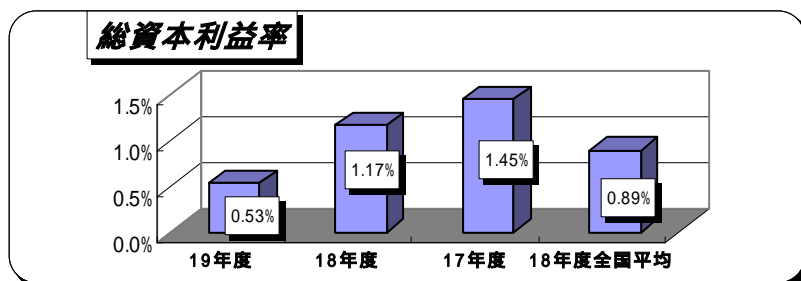
$$\frac{\text{支払利息}}{\text{平均借入資本金}} \times 100$$

全国平均と比較しても、利子負担率が低く、毎年度利子負担率が改善されている。

(4) 総資本利益率

総資本利益率は、経営する側から総資本（負債・資本合計）の収益性を見るもので、事業の経常的な収益力を総合的に表す指標である。

この指標が高いほど、総合的な収益性が高くなる。



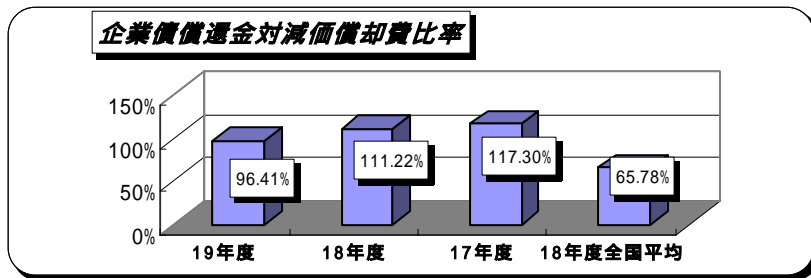
【算式】

$$\frac{\text{当年度経常利益}}{\text{平均総資本金}} \times 100$$

利益率は湧水の影響による給水収益の減少や受水関連費の増加等により、前年度よりかなり低下している。このうち、給水収益は湧水が一過性の要因であるため来年度以降ある程度回復すると思われる。しかし、受水関連費は満濃池用水からの取水量が水道用水としての水利権設定によって減少すると共に、この減少分の大部分を単価の高い県営水道からの受水の増量で補うため、来年度以降も今年度程度の水準が継続すると考えられる。従って、今後、本市水道事業の利益率は従来より少し低下するが、収益性は確保できると思われる。

(5) 企業債償還金対減価償却費比率

企業債償還金対減価償却費比率は、投下資本の回収と再投資との間のバランスを見る指標である。一般的に、この比率が小さいほど償還能力は高く、100%を基準に健全性を計ることになる。



【算式】

$$\frac{\text{建設改良のための企業債償還金}}{\text{当年度減価償却費}} \times 100$$

本市は国等からの補助部分を償却しない「みなし償却」を行っているため全国平均より比率が高くなっているが、資金収支状況および減債積立金、建設改良積立金の推移から見ても、中期的な資産の再取得については確保されており、健全化は保たれていると思われる。

(参考：当該年度末残高、減債積立金 2,267,544,649 円、建設改良積立金 693,668,847 円)

なお、今年度の企業債償還金に対する減価償却費率 96.41%については、企業債の借換のための元金償還額 595,055,614 円を除いた定期償還額 480,111,836 円で試算している。

結 び

今年度の総収益は2,245,732,275円で、総費用は2,126,297,198円である。差引き119,435,077円の純利益が生じている。しかし、前年度の純利益は272,567,275円で153,132,198円減少している。

この原因は、前年度の総収益が2,336,238,701円で、今年度は90,506,426円の減収となっており、前年度における総費用が2,063,671,426円で、今年度は62,625,772円の増加となったことによるものである。

具体的には、経営の健全化を図るため

- ・職員数2名の削減などによる人件費の減少(28,432,909円)
- ・公庫企業債に併せ大蔵省企業債等の借換え(昨年度3件から今年度15件。なお、今年度の15件は3月の定期償還時の借換えとなったため、支払利息軽減効果は平成20年度以降に発生となる。)

などの経費削減等を行い、前年度の純利益を上回る収益を目指したところであるが、

- ・夏場の渇水や節水意識の向上等による給水量の低下に伴う給水収益の大幅な減少(81,463,452円)
- ・前年度に比べ、満濃池からの配水量が水利権設定及び渇水による貯水量の低下に伴い前年度に比べて約2,808,643m³減少し、それを補うため県営水道からの受水量が1,721,539m³増加しことにより受水関連費が増加(95,800,456円)し、結果として前年度の収益を下回ることとなったものである。

上記改善措置のほか、ホームページ等の有効活用を図り、水質検査の結果や水道料金等の水道事業に関する情報の提供を促進し、更なる市民サービスの向上を図っていることは評価できるものである。

今年度の販売水1m³当たりの事業費も152円63銭で、全国平均の174円03銭と比較しても全国的に低い部類に属しており、経営分析の結果からも効率的で健全な経営を行っていることが容易に理解されるところである。

しかし、本市水道事業の労働生産性は同規模事業体に比べ依然として低く、施設の運転・管理体制などの見直しにより、労働生産性の改善に更なる努力が必要である。また、水道水源に関しては、香川県が三豊市財田町・山本町に建設している水道専用の香川用水調整池が平成21年度から利用が開始されると共に減価償却も始まることから、県営水道の料金値上げが懸念される。

大きな河川のない本県においては、深井戸の開発以外に有効な水源開発をすることは非常に困難な現状であるため、新たに深井戸を掘削するとともに今在る水源の能力を最大限発揮できるように整備する必要があると思われる。

昨年の渇水においては、市民の節水協力により、大幅に使用水量を抑制することによって何とか切り抜けることができた。また、断水に備え生活用水に使用するための「善意の井戸」を募集したところ多くの申し出があった。このように水資源の乏しい本市においては、市民との協働によって渇水に対処することが重要であり、情報の開示と市民への協力要請が必要である。

また、次期拡張計画の実施や主要水道施設の耐震化・更新計画の作成及び実施には多額の費用が必要になると思われることから、今後においても更なる経費節減に努めるとともに有収率向上等に努力され、安定した経営を目指していただきたい。

最後に、今後においても節水意識の向上等により給水収益の増収は余り望めない状況下、健全な経営運営を持続させるため今まで以上に効率的な経営の推進を図り、安定した給水体制を確立するための施設整備を行うとともに、積極的な情報提供によって需要者からの水道事業に対する理解を得られるよう努めていただき、水道事業本来の目的である『清浄』『低廉』『安定供給』に向け、取り組んでいただきたい。